

様式 1 附 属 機 関 概 要

附 属 機 関 名 (庶 務 担 当)	埼玉県公害審査会 (環境政策課 企画調整・環境影響評価担当)	
設 置 年 月 日	昭和 4 5 年 1 2 月 2 1 日	
設 置 根 拠 等	法令設置	
	公害紛争処理法第 1 3 条 埼玉県公害審査会規則	
委員定数・任期	9 人以上 1 5 人以内・3 年	
職 務 内 容	公害事件について、あっせん、調停又は仲裁を行う。	
公開・非公開の別	公開、ただしあっせん、調停又は仲裁の事件に係るときは、原則非公開	埼玉県公害審査会規則第 5 条
令和 7 年度の 活 動 状 況 ・ 開 催 日 ・ 場 所 ・ 議 題 等	調停委員会 ① 開催日 令和 7 年 4 月 2 1 日 場 所 埼玉会館 5 C 会議室 議題等 令和 6 年(調)第 2 号事件 第 1 回調停期日 ② 開催日 令和 7 年 4 月 3 0 日 場 所 埼玉会館 5 B 会議室 議題等 令和 6 年(調)第 1 号事件 第 2 回調停期日 ③ 開催日 令和 7 年 5 月 1 5 日 場 所 埼玉会館 6 C 会議室 議題等 令和 6 年(調)第 3 号事件 第 1 回調停期日 ④ 開催日 令和 7 年 7 月 7 日 場 所 埼玉会館 3 階会議室 議題等 令和 6 年(調)第 1 号事件 第 3 回調停期日 ⑤ 開催日 令和 7 年 8 月 2 9 日 場 所 埼玉会館 3 階会議室 議題等 令和 6 年(調)第 1 号事件 第 4 回調停期日 ⑥ 開催日 令和 7 年 9 月 2 2 日 場 所 埼玉会館 3 B 会議室 議題等 令和 5 年(調)第 2 号事件 第 5 回調停期日	

	⑦	開催日	令和7年10月1日	
		場 所	WEB開催	
		議題等	令和5年(調)第4号事件	第1回調停委員会
	⑧	開催日	令和7年10月31日	
		場 所	埼玉会館 3階会議室	
		議題等	令和6年(調)第1号事件	第5回調停期日
	⑨	開催日	令和8年1月15日	
		場 所	埼玉会館 3階会議室	
		議題等	令和6年(調)第1号事件	第6回調停期日
	⑩	開催日	令和8年1月19日	
		場 所	埼玉会館 5B会議室	
		議題等	令和5年(調)第2号事件	第6回調停期日
	⑪	開催日	令和8年1月26日	
		場 所	埼玉会館 3階会議室	
		議題等	令和7年(調)第2号事件	第1回調停期日
	⑫	開催日	令和8年2月13日	
		場 所	埼玉教育会館 303会議室	
		議題等	令和6年(調)第3号事件	第2回調停期日
	⑬	開催日	令和8年2月24日	
		場 所	埼玉会館 3階会議室	
		議題等	令和7年(調)第3号事件	第1回調停期日
	⑭	開催日	令和8年2月24日	
		場 所	埼玉会館 3階会議室	
		議題等	令和6年(調)第1号事件	第7回調停期日
	⑮	開催日	令和8年3月16日	
		場 所	WEB開催	
		議題等	令和7年(調)第1号事件	第1回調停委員会

様式1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県環境審議会 (環境政策課 企画調整・環境影響評価担当)	
設置年月日	平成6年8月1日	
設置根拠等	法令設置	
	環境基本法第43条、自然環境保全法第51条	
委員定数・任期	20名 2年	
職務内容	知事から諮問を受け環境保全並びに自然保護に関する基本的事項等について、調査審議する。	
公開・非公開の別	公開、ただし、出席委員の3分の2以上の多数議決により非公開する場合がある	埼玉県環境審議会規則第9条
令和7年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	■第1回 開催日 令和7年9月12日 場 所 さいたま共済会館601会議室 議題等 ・埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種を定める規則の一部改正について ・第5次埼玉県環境基本計画の令和6年度進捗状況の報告について ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に定める特定猟具使用禁止区域の区域指定及び既存区域の拡大について ■第2回 開催日 令和7年11月20日 場 所 埼玉会館2F会議室 議題等 ・次期環境基本計画の策定について ・次期廃棄物処理基本計画の策定について ■第3回 開催日 令和8年2月3日 場 所 全電通埼玉会館あけぼのビル501 議題等 ・次期環境基本計画の策定について ・次期廃棄物処理基本計画の策定について ・ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく所沢市北中ふるさとの緑の景観地の追加指定について	

様式１ 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県環境影響評価技術審議会 (環境政策課 企画調整・環境影響評価担当)	
設置年月日	昭和５６年３月１３日	
設置根拠等	埼玉県環境影響評価に関する指導要綱（昭和５６年施行 平成７年廃止）	
	埼玉県環境影響評価条例（平成７年施行）	
	埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱（平成１４年施行）	
	埼玉県環境影響評価技術審議会規則（平成１６年施行）	
委員定数・任期	２０人以内・２年	
職務内容	知事の求めに応じて、環境影響評価及び戦略的環境影響評価に関する技術上の重要事項を調査する。	
公開・非公開の別	公開、ただし 小委員会の会 議は、非公開	埼玉県環境影響評価技術審議会規則第１１条
令和７年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	埼玉県環境影響評価技術審議会 ① 開催日 令和７年１１月１７日 場 所 Web会議 議題等 川越都市計画事業（仮称）川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業環境影響評価準備書について 小委員会 ① 開催日 令和７年４月２４日 場 所 Web会議 議題等 川口市朝日環境センター施設整備事業環境影響評価調査計画書について ② 開催日 令和７年９月５日 場 所 Web会議 議題等 川越都市計画事業（仮称）川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業環境影響評価準備書について ③ 開催日 令和７年１０月９日 場 所 Web会議 議題等 川越都市計画事業（仮称）川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業環境影響評価準備書について	

様式 1 附 属 機 関 概 要

附 属 機 関 名 (庶 務 担 当)	埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会（大気環境課 企画・監視担当）	
設 置 年 月 日	平成 5 年 1 月 2 6 日（平成 1 4 年 1 月 2 9 日一部改正、平成 2 2 年 3 月 3 0 日一部改正、令和 3 年 3 月 3 0 日一部改正）	
設 置 根 拠 等	執行機関の附属機関に関する条例第 2 条第 2 項	
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第十条第一項	
委員定数・任期	5 5 名以内（職指定）・任期なし（解嘱の規定による）	
職 務 内 容	埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画の策定又は変更に関する事項を調査審議する。	
公開・非公開の別	原則公開	
令和 7 年度の 活 動 状 況 ・開 催 日 ・場 所 ・議 題 等	休眠中	